

## 2 労働契約の締結にあたっての禁止事項

### 1 労働契約の締結にあたっての禁止事項

ア 賠償予定の禁止、イ 強制労働の禁止、ウ 前借金相殺の禁止、エ 男女賃金差別の禁止、オ 中間搾取の禁止、カ 強制貯金の禁止 [詳細は「No.44」参照] などがある。

また、労働基準法に定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分について無効となり、無効となった部分は労働基準法で定める基準による【労働基準法第 13 条】。

### 2 賠償予定の禁止

労働基準法では、労働契約の不履行について違約金を定めることや、損害賠償額を予定する契約をすることを禁じている【労働基準法第 16 条】。

これは労働者の債務不履行または不法行為によって現実に損害が生じたか否かに関わらず、あらかじめ金額を予定し、その支払義務を労働者に負わせることを禁止するものであり、現実に生じた損害について使用者が労働者に賠償請求することを禁止するものではない【昭 22.9.13 発基 17 号】。

[業務上の損害賠償請求については、「No.41」参照]

なお、海外留学等の研修費用の返還を巡る紛争では、「研修終了後一定の期間を経ずに退職した場合は費用の返還を求める」とする契約について、ア 留学等の業務性の有無、イ 返還免除の基準の合理性（免除される勤続年数が合理的か）、ウ 返還額の相当性（労働者の賃金と比較して合理的か、勤続年数に応じて減額されているか等）といった要素が返還を要するかどうかの判断基準とされている。

[研修費用の返還については、「No.49」参照]

### 3 強制労働の禁止

労働基準法では、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段をもって、労働者の意思に反して労働を強制することを禁止している【労働基準法第 5 条】。本条は、憲法第 18 条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）の趣旨を受けて、労働者の自由意思に基づく労働を保障することを目的としている。

「精神又は身体を拘束する手段」とは、精神の作用または身体の行動を何らかの形で妨げられる状態を生じさせる方法をいい、「不当」とは、本条の目的に照らし、かつ、個々の場合において具体的にその諸条件を考慮し、社会通念上は認し難い程度の手段の意味であり、必ずしも「不法（違法）」なものだけに限らない【昭 22.9.13 発基 17 号、昭 23.3.2 基発 381 号、昭 63.3.14 基発 150 号】。

「意思に反する労働の強制」とは、不当な手段によって、使用者が労働者の意思を抑圧し、その自由な発現を妨げ労働を強要することをいい、必ずしも労働者が現実に労働することを必要としない【昭 23.3.2 基発 381 号】。

この違反に対しては、労働基準法の中でも最も重い刑罰（1 年以上 10 年以下の懲役（※）又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金）が科されている【労働基準法第 117 条】。（※）令和 7 年 6 月から「懲役」「禁錮」は「拘禁刑」に一本化される。

### 4 前借金相殺の禁止

労働基準法では、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金との相殺を禁じている【労働基準法第 17 条】。これは、前借金そのものを禁止するものではなく、賃金と前借金の相殺を禁止しているのであって、金銭貸借関係と労働契約関係を完全に分離することにより、金銭貸借に基づく身分的拘束関係の発生を防止することを目的としている。

「前借金」とは、将来の賃金から弁済することを約して使用者から借り入れる金銭をいう。また、「労

働することを条件とする前貸の債権」とは身分的拘束関係を伴うものをいい、労働者が使用者から人的信用に基づいて受ける金融、または賃金の前払いのような単なる弁済期の繰上げなどで、明らかに身分的拘束を伴わないと認められるものは、労働することを条件とする債権ではないと解される【昭 22.9.13 発基 17 号、昭 33.2.13 基発 90 号】。

#### 《参考裁判例》

＊契約期間（1 年）満了まで勤務した場合にのみ支給される勤続奨励手当を、「労働者の希望があれば、中途退職・解雇の場合には既に支給を受けた月割給付金相当額の全額を返還するなどの条件で、月割先払いの形で貸し付ける」旨の約定については、労働基準法第 5 条（強制労働の禁止）又は同法第 16 条（賠償予定の禁止）等の違反に問われることを回避するために案出、採用されたものと推認でき、実質は労働基準法第 5 条又は同法第 16 条違反に当たり無効で、返還義務はないとされた。

また、形式は前貸金でも、労働者の希望の有無を問わず、社員全員に毎月の給料日に基本給と同時に支給されていた実態から「実質的には正規の給与と同じく労務の対価として支払われるもの」とみるのが相当であると判断された【東箱根開発事件 東京高判 昭 52.3.31】。

### 5 男女賃金差別の禁止

労働基準法第 4 条は、男女同一賃金の原則として、「使用者は労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」と定めている。

【男女均等取扱いについては、「No.36」参照】

### 6 中間搾取の禁止

労働基準法第 6 条は、何人も法律に基づいて許される場合のほか、業として他人の就業に介入して利益を得てはならないと定めており、許可なく利益を得て労働者の供給を行うことは禁止されている。

「法律に基づいて許される場合」とは、職業安定法第 30 条に規定する厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業が該当する。なお、港湾運送業務、建設業務については紹介が禁止されている。

「業として」とは、営利を目的として反復継続して行うことであるが、1 回であっても、最初から反復して行う意図がある場合は「業」に当たると解されている【昭 23.3.2 基発 381 号】。

「他人の就業に介入し」とは、使用者と労働者の間に第三者が介在して、その労働関係の開始・存続について媒介又は周旋をなす等、その労働関係について何らかの因果関係を有する関与をなしていることとされている【昭 23.3.2 基発 381 号、昭 63.3.14 基発 150 号、平 11.3.31 基発 168 号】。

なお、労働者派遣については、労働者派遣法に基づき派遣事業の許可を受けた事業者（派遣元）が、派遣先の会社と労働者派遣契約を、労働者とは雇用契約を締結して派遣先へ労働者を派遣するもので、中間搾取の排除からは除外されており、労働者供給には当たらない。